

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝の北部に位置し、ニペツツ山、石狩岳、クマネシリ岳等に囲まれた十勝圏の最北部、大雪山国立公園区域が多くを占めています。東大雪の山々を水源とした音更川が町の中央を南北に流れており、その東西に農用地が広がり、集落が形成されています。

本町の総面積は69,587haで、森林面積が53,165haと総面積の約76%を占める森林に恵まれた地域です。森林面積の内訳は国有林47,368ha(89%)、一般民有林5,797ha(11%)となっており、国有林が多くを占めています。また、一般民有林の人工林面積は3,090haと約53%を占めており、主にカラマツが主体となっています。

さらに年齢構成では、一般民有林の人工林面積のうち、主伐期を迎える7齢級以上のカラマツ人工林が**1,690ha(54%)**を占めているが、近年の外材輸入の減少による国産材需要の高まりから、人工林の資源循環を図りながら、効率的な林業生産を目指す必要があります。

一方、林業採算性の悪化から、森林所有者の造林意欲は依然として低迷しており、伐採後の造林が進まないことなどから、水源涵養、山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能の低下や、将来の森林資源の保続が危ぶまれており、林業、木材産業に対する影響が懸念されています。

このことから、伐採跡地への確実な造林や間伐施業の実施などの森林整備を進め、人工林資源の適切な管理と持続可能な森林づくりを推進することが必要です。

また、比較的若い世代の林業従事者の育成も進みつつあり、健全な林業経営の育成、施業の集約化が図られてきていますが、将来的に森林資源の維持増進を図るためには、引き続き林業従事者を養成し、確保していくことは重要な課題となっています。

本町の木材生産の状況は、国有林の配材等を中心とした工場が複数ありますが、近年、製材やチップ等の生産量が減少傾向にある中で、森林・林業に収益を還元し得る木材の加工・流通体制の構築が課題となっています。原木の安定供給体制の確立や経営の合理化、木材の利用拡大を図ることが求められています。

また、近年、集中豪雨が頻繁に発生するなど、本町の一部の地区では、土砂の流出や山地の崩壊などの災害が発生しており、下流域の農地に与える影響も懸念されていることから、山地災害防止機能の高い森林の整備も一層求められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業を面的に実施することにより、健全な森林資源の維持造成を推進します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という。)を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タ

イブ)」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮すべき機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

| 発揮を期待する機能 | 森林の区域 | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 |
|--|-------------|---|--|
| 水源涵養機能 | 水源涵養林 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。 |
| | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。 |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山地災害防止林 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。 | 災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山地の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。 |
| 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。 |
| 保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林 | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝等や天然記念物などと一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林、 | 保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 |
| | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイプ | 日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 |

| | | | | |
|--|--|---------|--|--|
| | | 保護地域タイプ | 貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。 |
|--|--|---------|--|--|

公益的機能別施業森林以外の森林

| 重視すべき機能 | 森林の区域 | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 |
|---------|----------------|---|---|
| 木材等生産機能 | 木材等生産林 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |
| | 特に効率的な施業が可能な森林 | 特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |

(3) その他必要な事項

- ① 長尺期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる**林分構造とすることを基本とします。**
- ③ 種の保存法(絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律)に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
また、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などの活用も検討し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現に向けて取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林の平均成長量が最大とな

る林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

| 樹種 | | 林齢 |
|-----|-----------------------|----|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ | 60 |
| | トドマツ | 40 |
| | カラマツ(グイマツとの交配種を含む) | 30 |
| | その他針葉樹 | 40 |
| | カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む) | 30 |
| | その他広葉樹 | 40 |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 60 |
| | 〃 広葉樹 | 80 |
| | 主としてぼう芽によって生立する広葉樹(注) | 25 |

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等にも配慮して行うこととします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の鳥の保全への影響を極力抑えることとします。

さらに、伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹

の保存、趣旨の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) その他伐採に関する留意事項

- ① 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ② 次の地域は林地崩壊や生態系の攪乱などにつながる恐れがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- ③ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- ④ 伐採の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努め、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等には必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流での伐採において降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど、実施時期にも配慮することとします。
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

(2) 集材路に関する事項

集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材需給等にも配慮し次のとおり定めます。なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

| 人工造林の対象樹種 |
|--|
| カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ(雑種 F1 を含む)、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種 |

- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。
- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。
- ④ カラマツ人工林については、資源の保続を図るため、伐採後の再生林においてはカラマツの優先的な植栽に配慮することとします。

(2)人工造林の標準的な方法

①育成単層林を導入または維持する森林

ア 寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

イ 地植えは、それぞれの地域の自然条件、及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

ウ 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

| 植栽時期 | 樹種 | 植栽時期 |
|------|-------------|------------|
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | ～6月10日 |
| | カラマツ・その他 | ～5月31日 |
| 秋植え | トドマツ・アカエゾマツ | 9月中旬～11月下旬 |
| | カラマツ・その他 | 9月下旬～11月下旬 |

エ 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストを軽減することを目的に、本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

| 仕立ての方法 | 樹種 | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | カラマツ | トドマツ | アカエゾマツ | その他針 | 広葉樹 |
| 密仕立て | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 3,000 |
| 中庸仕立て | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,500 |
| 疎仕立て | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

なお、定められた植栽期間の範疇を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な方法で植栽するよう努めるものとします。

オ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、第1の1の(2)のオに時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

②育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率 30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数が ha あたり 2,000 本とすると、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、カラマツを ha あたり概ね 600 本以上植栽することとなります。

(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)で定めます。

2 天然更新に関する事項

(1)天然更新の対象樹種

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

| 天然更新の対象樹種 |
|-----------------------------------|
| イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキなど |

(2)天然更新の標準的な方法

①天然更新の完了の判断基準

(3)で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強いイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は、植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行い場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

(注1)高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、北海道が定める「天然更新の完了の判断基準について」によることとします。

| |
|--|
| $\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数(注6)} \times 10$ |
|--|

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

広葉樹

| 階層 | 期待成立本数 |
|----|--------------|
| 上層 | 300本/ha |
| 中層 | 3, 300本/ha |
| 下層 | 10, 000本./ha |

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

| 階層 | 期待成立本数 |
|-------------|---------|
| 上層(カラマツ) | 300本/ha |
| 上層(その他の広葉樹) | 600本/ha |

上層: 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期例)

中層: 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層: 中層木よりも樹冠面積の小さいもの

②天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件および植生等により天然更新が期待できない森林

② 公益的機能別施業森林における水源涵養林のうち、町有林の一部については、良質な水の安定供給を確保する観点から、機能の早期回復が求められる森林。

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

| 森林の地域 | | 参考 |
|-------|--------------------------------|---|
| 林班 | 小班 | |
| 2 | 10、11、41、42、55、160、194、204、209 | <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新が期待できない森林 ・町有林の普通林のうち人工林(針葉樹) |
| 4 | 102、134、224、 | |
| 10 | 30、31、33、60 | |
| 13 | 24、30、32、39～46、48、50～56、 | |
| 14 | 1、3、76、101、 | |
| 16 | 30、31、35、42 | |
| 17 | 6 | |
| 18 | 2、4、12～23、26、28、30～33 | |
| 20 | 7～10 | |
| 26 | 10 | |
| 27 | 1～3、5、8、9 | |
| 28 | 5～7、12、13 | |
| 29 | 11、12 | |
| 30 | 3、9、13、14 | |
| 31 | 5～9、19～23 | |
| 32 | 5～8、10、11 | |
| 49 | 34、38、42 | |
| 50 | 30～32、34～37、46、48～56 | |
| 54 | 13、53、140 | |
| 56 | 50、51、58、64、68、88、 | |
| 57 | 2、12、13、15、53 | |
| 58 | 38、 | |
| 59 | 1、3、32、34、36、40、46 | |
| 61 | 9、10、12～17、20、31～35 | |
| 64 | 1、26、27、56 | |
| 65 | 30、44、45 | |
| 66 | 7、17 | |
| 67 | 1、3、4、6～10 | |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)の①によることとします。

② 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)の①における「伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法で、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

| 樹種 (生産目標) | 施業方法 | 間伐の時期(林齢) | | | | | 間伐の方法 |
|---------------------------------|---|-----------|----|----|----|----|--|
| | | 初回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | |
| カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材) | 植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:350本/ha | 16 | 23 | 31 | 39 | — | 選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 標準伐期齢未満の森林における間伐間隔:7年 標準伐期齢以上の森林における間伐間隔:8年 |
| トドマツ (一般材) | 植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha | 17 | 22 | 28 | 36 | — | 選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 標準伐期齢未満の森林における間伐間隔:6年 |
| アカエゾマツ (一般材) | 植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率):20~35% 標準伐期齢未満の森林における間伐間隔:10年 |

※「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

※植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。

なお、植栽樹種以外であっても、その生育状況や多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることも検討します。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

【下刈】

| 樹種 | 年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | 植栽時期 | | | | | | | | | | |
| カラマツ | 春 | ① | ② | ② | ① | | | | | | |
| | 秋 | | ② | ② | ① | ① | | | | | |
| トドマツ | 春 | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | | | |
| | 秋 | | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | | |
| アカエゾマツ | 春 | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | |
| | 秋 | | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ① |

【除伐】

| 樹種 | 年 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 植栽時期 | | | | | | | | | | |
| カラマツ | 春 | △ | | | | | | | | | |
| | 秋 | | △ | | | | | | | | |
| トドマツ | 春 | | | | △ | | | | | | |
| | 秋 | | | | | △ | | | | | |
| アカエゾマツ | 春 | | | | | | △ | | | | |
| | 秋 | | | | | | | △ | | | |

①: 下刈り1回 ②: 下刈り2回 △: つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツ雑種F1を含む。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

① 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

① 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵などの影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり、すぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、**一部を伐採しても**、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林とした上で、**一部で皆伐することを可能とする**。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採することとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

| 樹種 | 主伐時期 | 仕立て方法 | 主伐時期の平均直径 |
|----------------------------|------|-------|-----------|
| カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) | 50年 | 中庸仕立て | 38cm |
| トドマツ | 50年 | 中庸仕立て | 30cm |
| アカエゾマツ | 70年 | 中庸仕立て | 30cm |

3 その他必要な事項

本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。なお、伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必

要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、町が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) 特に効率的な施業が可能な森林

① 区域の設定

木材等生産林のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林として別表1のとおり定めることとします。

② 施業の方法

2の木材等生産林における森林施業を基本とし、人工林については皆伐を行った場合は原則として人工造林により更新を図ることとします。

(5) 施業実施協定の締結の促進方法

「該当なし」

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の60%を占めており、その所有面積は462haとなっています。また、一般民有林のうち人工林が3,090haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図る際には、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言などを行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、委託による林業経営への転換等を検討します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行

うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るなど、森林経営管理制度の活用を検討します。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については地域の実情を踏まえ、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施を検討し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

「該当なし」

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は小規模面積の森林所有形態が多く、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を促し、合理的な林業経営を推進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意して森林施業計画を作成することに努めることとします。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者(以下、「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度:m/ha

| 区分 | 作業システム | 路網 密度 | |
|------------------|---------------|-----------|-----------|
| | | | 基幹路網 |
| 緩傾斜地(0° ~ 15°) | 車両系作業システム(注1) | 110 以上 | 35 以上 |
| 中傾斜地(15° ~ 30°) | 車両系作業システム) | 85 以上 | 25 以上 |
| 急傾斜地(30° ~) | 架線系作業システム(注2) | 20<15> 以上 | 20<15> 以上 |

(注1) 『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用

(注2) 『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3) 『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

| 傾斜区分 | 伐倒 | 集材《木寄せ》 | 造材 | 巻立て |
|-----------------------|----------|-------------------|-------------|---------------|
| 緩傾斜地 (0° ~15°) | フェラーバンチャ | トラクタ【全木集材】 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ |
| | | 《グラップルローダ》 | | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| | フェラーバンチャ | スキッド【全木集材】 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ |
| | | | | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| | ハーベスタ | トラクタ【全幹集材】 | ハーベスタ | グラップルローダ |
| | | 《グラップルローダ》 | | (ハーベスタ) |
| | ハーベスタ | フォワーダ【短幹集材】 | (ハーベスタ) | (フォワーダ) |
| 中傾斜地 (15° ~30°) | チェンソー | トラクタ【全木集材】 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ |
| | | 《グラップルローダ》 | | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| 急傾斜地 (30° ~) | チェンソー | スイングヤード 【全幹集材】 | チェンソー | グラップルローダ |
| | | | ハーベスタ・プロセッサ | (ハーベスタ・プロセッサ) |

※()は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

「該当なし」

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知)により開設することとします。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

| 開設／ 拡張 | 種類 | 区分 | 路線名 | 延長及び 箇所数 | 利用区 域面積 | 前半5か年 の計画箇 所 | 対 図 番 号 | 備 考 |
|-----------|--------------|----|--------------------------|-------------|------------|--------------------|------------------|----------------|
| 開設 | 自動車道 | | ナカセツ ^a 支 線 | -1 | | | | |
| 〃 | 〃 | | ナイタイ支線 | -1 | | | | |
| 拡張 | 自動車道(改 良) | | オウシナイ線 | 0.1-1 | | ○ | | 橋りょう改良 |
| 〃 | 〃 | | 〃 | 2.0-3 | | ○ | | 局部改良 交通安全施設 |
| 合計 | | | | 2.1-6 | | | | |

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、技能・技術の習得のための計画的な研修への参加等による林業就業者のキャリア形成を支援し、森林組合も含めた林業事業者における雇用関係の明確化や雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等、生産性の向上、事業の合理化を一体的・総合的に促進し、その支援に努めることとします。

また、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業者を育成し、適切な森林施業を行い、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を育成するため、研修機会の情報提供に努め、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援を総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ります。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保し、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合を含めた林業事業体の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化を図り、経営体質の強化に努めることとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

(3) その他必要な取組み

林業グループの組織づくりの推進、林業後継者や地域林業のリーダーとなる担い手の育成のため、研修機会の情報提供に努め、町の補助事業の活用等、人材育成に対する積極的な取り組みを支援します。また、地域における木材需要の拡大に向け、住民に対する木材利用の普及に努め、林業経営の魅力を高めるよう上士幌町林業振興対策協議会を構成する関係機関と連携して取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林における人工林のうち、8齢級以上が占める割合は61%となっており、今後主伐期を迎える森林が大半を占めています。

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図り、労働災害事故の防止を図る観点から、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ等による伐倒、枝払い・玉切り作業、フォワーダ・スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

本町の林業事業体における機械化の推進については、町の補助事業を利用した計画的な高性能林業機械の導入が進んでいます。今後は、それらを活用した効率的な作業システムの確立、林業生産性の向上、生産コストの低減を図るよう努め、オペレーターを養成するための研修会への積極的な参加に向けた取り組みを進めます。

(2) 高性能林業機械の導入目標

| 区分 | 現状(参考) | 将来 |
|----|-----------------|------------------------|
| 伐倒 | チェーンソー ハーベスタ | チェーンソー ハーベスタ |
| 造材 | チェーンソー グラップル | ハーベスタ プロセッサ |
| 集材 | トラクタ | グラップル フォワーダ スキッド |

| | | | |
|---------------|-----|--------|--------|
| 造林 保育 等 | 地拵 | チェーンソー | クラッシャー |
| | 下刈 | 刈り払い機 | 刈り払い機 |
| | 枝打ち | 鎌、のこぎり | 自動枝打機 |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動等による需要促進に努めます。

地材地消の推進に当たっては、「脱炭素社会に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、「上士幌町地域材利用推進方針」(令和5年4月1日策定予定)に即して、町の建築物等において積極的に木材・木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用も研究するなど、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を進めることとします。

また、本町の製材工場等における生産量は近年減少傾向にあるため、新たな販路の拡大に努め、生産振興を図ることとします。

消費者ニーズに応じた木材・木製品を安定的に供給するために、高次加工施設の導入などを通じた製品の高付加価値化や低コスト化を推進していきます。

・林産物の生産・流通・加工・販売施設の現状

| 施設の種類 | 現 状 | | | 計 画 | | | 備 考 |
|----------|-----|-------------------------|------|-----|-----|------|-----|
| | 位 置 | 規 模 | 対図番号 | 位 置 | 規 模 | 対図番号 | |
| 製材・チップ工場 | 上士幌 | 6,300 m ³ | △1 | | | | |
| 製材・チップ工場 | 上士幌 | 5,600 m ³ | △2 | | | | |

4 その他必要な事項

「該当なし」

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3に定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

す。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画:北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、本町と十勝総合振興局等の指導機関及び林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツの植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等などの対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林の育成複層林や天然性林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等適時適切に実施することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、林野火災の予防に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の発生に伴う蔓延防止対策を進めるため、止むを得ず火入れを実施する場合は、町の火入れに関する規則に基づき事前に許可を得ることとし、火入れ地の周囲の現況や防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないことが認められる場合に実施することとし、山火事の発生防止に努めることとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

「該当なし」

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うこととします。

(2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保護機能森林の区域

「該当なし」

2 保護機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

「該当なし」

3 保護機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

「該当なし」

(2) 立木の期待平均樹高

「該当なし」

4 その他必要な事項

「該当なし」

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、上士幌町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域については次のとおり定めます。

| 区域名 | 林班 | 面積 |
|--------|-----------|------------|
| 上士幌西地区 | 1林班～32林班 | 3,896.56ha |
| 上士幌東地区 | 33林班～67林班 | 1,881.55ha |

2 生活環境の整備に関する事項

「該当なし」

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町において整備される公共建築物での地域材の利用を進めることは、森林資源の循環利用による林業及び木材産業の振興を図るうえで極めて重要です。

公共建築物の建設にあたっては、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方の下で、その整備する公共建築物における地域材の利用の促進に取り組みます。

また、公共建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者等と相互に連携を図りながら、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林整備計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の推進に努めます。

更に、森林の整備に伴い発生する林地未利用材については、森林バイオマスエネルギーとしての利活用が期待されることから、利用推進に伴う雇用の創出等を図るため、効率的な林外への搬出方法等に関する調査研究を進めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町における国有林野は、雄大な景観と豊富な生態系を有する大雪山国立公園に位置されており、町の総面積に占める割合は68%、47,368haを有しています。

国の林業基本方針は、林産物の供給から水源かん養、国土保全、生活環境保全などの公益的機能の高度発揮に配慮した事業への転換が図られてきています。

本町では、大雪山国立公園を中心とした「エコミュージアム構想」を策定し、旧国鉄士幌線跡地を利用した「北海道長距離自然歩道事業」が実施されています。今後、これらの大雪山国立公園のフィールドを効果的に活用し、豊かな自然と恵まれた環境を守り育てるための自然教育・環境教育を国や道、NPO法人、地域住民などと連携を図りながら推進していきます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

本町では、平成16年度を最後に大規模な植樹祭は開催されておりませんが、地域住民や団体等による小規模な植樹活動は継続されています。今後も、各種助成制度を活用しながら地域住民による植樹活動を推進し、森林の大切さやみどりの環境づくりにする情報提供に努め、地域住民の意識の高揚を図っていきます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

音更川、居辺川、ナイタイ川は本町をはじめ下流地域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、水源のかん養や水産資源の安定確保、災害防止など公益的機能が高度に発揮されるよう、積極的に森林整備を推進します。

(3) その他

将来にわたって森林の整備に対する地域住民の理解を得ていくためには、森林に対する興味や関心を深める「木育」を推進する必要があります。

このことから、**老若男女が森や木に親しみを持ち、理解や興味関心を醸成できる機会を設けます。**

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44規定により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は森林法第34許可または第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、上士幌町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 皆伐(伐採種を定めず、皆伐を含むすべての伐採方法が認められるもの)
 - (b) 択伐(森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐。単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。)
 - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの。保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されない。)

イ 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度(4月1日から翌年3月31日までの期間)の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲(限度公表)を越えて伐採することはできません。
 - (b) 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
 - (c) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度の20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。
 - c 防風、防霧保安林については、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
 - d 択伐の限度は、伐採年度ごとに択抜による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木材積に択伐率(注1)を乗じた材積とします。

(注1) 択伐率 = (森林の立木材積 - 前回の択伐後の森林の立木材積) / 森林の立木材積

(上述のとおり、前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません)

なお、10分の3を超える場合は10分の3とします。(ただし次のオに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4を超える場合は10分の4とします。)

- e 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積とします。

ウ 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、上士幌町森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては皆伐を、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の期間は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

オ 植栽の方法・期間及び樹種

- a 次のcに記した指定樹種の満一年以上の苗を、cに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記aにかかわらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。
- c 伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。
- d その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ha当たりの植栽本数を定めています。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

| 区分 | 制限内容 |
|---------|--|
| 特別保護地区 | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。 |
| 第1種特別地域 | (1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。 |
| 第2種特別地域 | (1) 第2種特別地域内の森林の立木の伐採は、択伐法とします。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ha以内とします。ただし、疎密度3より保残木が多い場合で車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区を拡大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。 |
| 第3種特別地域 | 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないこととします。 |

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

| 区 分 | 制限内容 |
|--------|---|
| その他制限林 | <p>(1)原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2)鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護管理並びに砂防法施行細則第2条の制限の範囲で行うこととします。</p> <p>① 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の保護、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。</p> <p>② 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。</p> <p>(3)砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。</p> <p>(4)史跡、名勝または天然記念物に指定されている森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。</p> |

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

シリクニ川の源流地区であるナイタイ高原牧場では、河川の浸食や家畜の蹄傷等により立ち枯れ立木が流出したため、シリクニ川本流に約25haを植栽し、浸食土砂の流出防止を実施してきました。しかし、未実施の場所については浸食が進んでおり、治山事業と植栽事業を推進していきます。

居辺川流域については、大雨や台風に伴い川が氾濫し道路決壊や山林・農地に甚大な被害を及ぼしています。このようなことから、森林の持つ水源のかん養や災害防止など公益的機能が高度に発揮されるよう、樹根による土壌緊縛力を強化するため複層林化や長伐期化に留意した施業を推進し、森林による環境の保全に努めます。

(5) 町有林の整備に関する事項

本町は、現在1,307haの人工林を含む2,932haの森林を有しています。人工林については、7齢級以上のカラマツが677haと51%を占めており、今後、大面積が主伐期を迎えるに当たって、森林資源の保続や持続可能な森林づくりを基本に、齢級構成のバランスに配慮しながら、長伐期施業や複層林施業を推進していく必要があります。

また、シリクニ川源流部をはじめとし、山地災害防止機能など森林の有する多面的機能をより高度に発揮させる必要がある箇所については、拡大造林を実施します。

さらに、環境教育や保健休養の場となるような貴重な森林については、公有林化による保全などを推進します。

これらの事業を推進するため、北海道や試験場、森林組合など林業の専門機関と連携し、町有林の整備を推進します。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|-------|--|--|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 水源涵養林 | 1 | 64, 154 | 1885.79 |
| | 2 | 13, 15, 160, 222 | |
| | 4 | 1, 26, 224 | |
| | 6 | 33, 35, 36, 97 | |
| | 8 | 33 | |
| | 10 | 30, 32, 64, 70 | |
| | 11 | 78 | |
| | 13 | 24, 29, 31, 38, 40, 47~51, 57, 81, 103, 116, 117 | |
| | 14 | 1, 2, 39, 66, 72, 101 | |
| | 15 | 1~16 | |
| | 16 | 8, 17, 18, 23~36, 40~42 | |
| | 17 | 4, 6, 7, 11, 12 | |
| | 18 | 1, 4, 12~23, 25~27, 29~31, 36 | |
| | 19 | 1~3 | |
| | 20 | 1~10 | |
| | 21 | 1~5 | |
| | 22 | 1~7 | |
| | 23 | 1~5 | |
| | 24 | 1~5, 7, 8 | |
| | 25 | 1~5, 7~10 | |
| | 26 | 1~9, 11~15 | |
| | 27 | 4~9 | |
| | 28 | 1~4, 8~11 | |
| | 29 | 1~10, 13, 14 | |
| | 30 | 1~12, 14 | |
| | 31 | 1~6, 9, 11~20 | |
| | 32 | 1~5, 7, 8 | |
| | 35 | 2, 10, 13, 39~44 | |
| | 40 | 9~12, 44, 46 | |
| | 41 | 1, 2, 4, 5, 7, 25 | |
| | 43 | 1~3, 10, 25~27, 34, 35, 39~42, 89, 91~93, 111 | |
| 44 | 26 | | |
| 45 | 7 | | |
| 49 | 2~7, 15, 35~37, 53, 54 | | |
| 50 | 1, 6, 8, 29~33, 46, 48~56, 67 | | |
| 54 | 12, 13, 53, 107, 113, 115, 116, 118, 121, 123, 140 | | |
| 56 | 47~49, 58, 62~65, 81~85, 88 | | |

| | | | |
|---------|--|--|--------|
| | 57 | 1~3、7、12~15、29、31、44、53、54 | |
| | 58 | 15、25、31、36~38、43、58、66、67 | |
| | 59 | 33~35、37、39~47、74 | |
| | 60 | 1~13、16~18、26、28、29、31、33、34、36、39、41 | |
| | 61 | 5、9、13、16、18~20、31~35 | |
| | 62 | 3、18、81 | |
| | 64 | 1、6、7、26、27、56 | |
| | 66 | 17 | |
| | 67 | 1、2、4~10 | |
| 山地災害防止林 | 1 | 22、24、36、71~74 | 723.57 |
| | 2 | 55、161、162、194、204、205、209 | |
| | 4 | 102、134 | |
| | 6 | 5、8、13、21、31、32、40、43、44、56、71、72、87、90 | |
| | 8 | 21、62 | |
| | 10 | 31、33、59、60 | |
| | 11 | 81 | |
| | 13 | 30、39、41~46、52~56 | |
| | 14 | 3、10、12~16、49、50、54、70、71、76、111、113、114、116、152~156 | |
| | 16 | 1~7、9~16、19~22、37~39、43 | |
| | 17 | 1~3、8~10、13 | |
| | 18 | 2、3、5~11、24 | |
| | 26 | 10 | |
| | 27 | 1~3 | |
| | 28 | 5~7、12、13 | |
| | 29 | 11、12 | |
| | 30 | 13 | |
| | 31 | 7、8、21~23 | |
| | 32 | 6、10、11 | |
| | 35 | 1、3、5、6、8、12、23、24、29、30、37 | |
| | 50 | 34、35、47 | |
| | 55 | 28~38、43~46、72、73 | |
| | 56 | 50、51、68 | |
| | 58 | 39 | |
| | 59 | 1、3、18、30、32、36、38、52、58、59、62、65 | |
| | 61 | 8、10、12、14、15、17、21 | |
| 62 | 1、2、8、10、15~17、19~21、26、41、50、51、69、83、85、86、91、96~102、105 | | |
| 63 | 69、85 | | |
| 64 | 25、48 | | |
| 65 | 30、44、45 | | |
| 66 | 2、7 | | |

| | | | |
|---------|-------------|--|---------|
| 生活環境保全林 | 1 | 4、78～107、139、141、142、146 | 403.54 |
| | 2 | 51、57、58、124～126、164、197、198 | |
| | 5 | 50、52～56、58、59、62、116～118 | |
| | 6 | 1、30、45～54、95 | |
| | 12 | 65～67 | |
| | 33 | 13、17 | |
| | 36 | 10、25～29、40、47 | |
| | 37 | 4、9、10、15～22、24～28、35～37 | |
| | 38 | 25、26、28、29、33～38、45、63～65 | |
| | 39 | 4、26～31、45 | |
| | 40 | 1、2、23～37、47～50 | |
| | 41 | 16～23 | |
| | 42 | 54～57、59～61 | |
| | 43 | 64～82、84～88、96～100、102～105、112～116 | |
| | 44 | 19～22、27、29 | |
| | 45 | 6、30～36、38～42、45、47、48、63～68 | |
| | 47 | 50、51 | |
| | 48 | 1、15～24、26 | |
| | 49 | 24～33、39～41、61～65 | |
| | 50 | 2、3、7、9～28、43、44、57、62～66 | |
| | 51 | 1、2、7、21、25～41、43～47、63～66 | |
| | 53 | 2～8、13～23、25、27～33、37、38 | |
| | 54 | 1～11、15～19、24～43、45～52、54～94、101～103、124～139、141、142、145 | |
| | 55 | 1～23、40～42、47～54、56～61、63、65～67、70、71 | |
| | 56 | 1～7、9～43、53、61、66、71～80、86、87、92、93、95～97 | |
| | 57 | 4～6、33～40、56 | |
| | 保健・文化機能等維持林 | 3 | |
| 4 | | 3～5、71～73、139、155～157、159 | |
| 5 | | 1、3～5、8～11、14、18～27、31、33、36、39、40、42、43、47～49、60、61、64～68、73、76～82、86～92、94、96、98～100、102～110、112、114、115 | |
| 33 | | 8、31 | |
| 44 | | 15 | |
| 木材等生産林 | 1 | 1～3、5、7～10、15～18、21、23、25、26、28～30、33、35、37、62、67、130、137、147～153 | 2648.07 |
| | 2 | 1～12、14、16～18、20～33、37、39～49、54、59～68、70、73、78、80～85、87、90～99、105、108、109、118～123、127、129、130、132、133、135～148、151～153、155、156、158、159、161、162、165、167～170、174～176、178～181、184、185、188～193、195、200、205、206、210～217、219～221、223～229、231、234～237、239、243～247、250～253、255～ | |

| | |
|----|--|
| | 258 |
| 3 | 5~15 |
| 4 | 2, 6~9, 11, 13~17, 19~25, 27~33, 35, 37~39, 41, 42, 44~48, 50, 52~64, 66, 68~70, 74~76, 78~85, 90~92, 95, 97~99, 101, 103~105, 108, 111, 113~115, 117, 118, 120~128, 131, 133, 140, 142, 154, 158, 160~177, 225, 226, 228~230, 233~240, 242, 245~249 |
| 5 | 2, 6, 7, 12, 13, 15~17, 28, 29, 32, 34, 35, 37, 41, 44~46, 63, 84, 85, 93, 95, 97, 111, 113, 120, 121 |
| 6 | 4, 6, 7, 9~12, 15, 16, 78~82, 85, 88, 91, 96 |
| 7 | 1~3, 5~8, 11~18, 22, 24, 31~38, 41, 44~46, 50~53, 55~57, 59~63, 65~71, 74~77, 79~84, 86, 87, 92~99 |
| 8 | 1, 3, 9, 10, 12, 16~20, 23, 25, 27~32, 35, 36, 55~57, 60, 61, 66, 68~70, 72~74, 77, 81, 85~88, 90~97 |
| 9 | 1, 2, 4~9, 11~13, 15, 25~29, 35, 36, 38, 42, 45, 49~51, 60~71, 73, 74, 76~79, 81, 86, 87, 90~92 |
| 10 | 1~4, 7, 9, 14~18, 21, 23, 24, 26, 28, 29, 34, 36, 39, 40, 45~51, 53, 54, 56~58, 63, 67, 71, 72 |
| 11 | 1~6, 8~13, 16~21, 23~27, 32, 34~36, 38~42, 45~48, 55~57, 60, 62~65, 67~70, 72, 73, 75, 77, 79, 80, 82~89 |
| 12 | 1, 2, 4~10, 12~15, 18, 19, 23~26, 28~34, 36, 40, 43~46, 48~64 |
| 13 | 1, 2, 5~8, 10~19, 22, 23, 25~28, 32~34, 37, 59, 60, 62~64, 66~68, 71, 72, 74~80, 84, 86~88, 92~96, 99, 101, 104~113 |
| 14 | 4~6, 8, 11, 17~19, 21, 24~26, 28, 29, 31~38, 40~43, 51, 55~64, 67, 69, 73, 74, 78~82, 91~97, 102, 104, 105, 107~110, 112, 115, 150 |
| 18 | 28, 32~35 |
| 32 | 9 |
| 33 | 1~5, 7, 9~12, 14~16, 19~22, 25, 26, 32, 36, 37, 39, 41~44 |
| 34 | 1~16, 21~36 |
| 35 | 11, 14~22, 26, 27, 31~36, 38 |
| 36 | 1~7, 9, 32~39, 41~45, 48, 49 |
| 37 | 1~3, 5~8, 11~13, 30~34, 38~40, 42~44 |
| 38 | 1~6, 11, 12, 16, 24, 30, 42, 43, 46 |
| 39 | 1~3, 5, 6, 10~15, 20~22, 32, 34, 37, 39, 41, 44 |
| 40 | 16 |
| 41 | 8, 31, 32 |
| 42 | 1, 5, 16, 17, 21, 26, 29, 30, 33, 34, 36, 38, 41, 44, 47, 48, 51, 62, 63, 67~70, 72, 76, 78, 83, 85, 86 |

| | |
|----|---|
| 43 | 7、 |
| 44 | 7、17、28 |
| 45 | 1、3、4、21、25～28、51、52、56、61 |
| 46 | 1、5、8、11、13 |
| 47 | 1、2、8～11、15、16、20、23、24、30、32、33、39、49、52、53、55、60、64、70、72～76 |
| 48 | 5、13 |
| 49 | 34、38、42 |
| 50 | 5、36、37 |
| 51 | 18、19、51 |
| 52 | 12、20 |
| 53 | 1、34、35 |
| 54 | 22、97、98、104 |
| 55 | 25～27、55、64、68、69 |
| 56 | 44～46、54～57、59、60、69、70、89 |
| 58 | 3、12、16、17、47～50、53～55 |
| 59 | 2、5、9～11、14、19、23、25、26、29、31、48、50、51、53、54、60、61、63、64、66、68、73 |
| 61 | 1～4、7、23、24、28、30 |
| 62 | 4～7、9、11～14、22～25、27～40、42～49、52～58、60～68、70～80、82、84、87～90、92～95、103、104 |
| 63 | 1～4、23、26、27、35、51、61～63、65、68、71、73～76、78、81、84、87～101、103～106、110～120 |
| 64 | 8～10、13～16、19、20、23、31～33、36、37、39、42、43、46、47、49～53、55 |
| 65 | 1～16、18～21、24、37、46、51～63、65～71、73～75 |
| 66 | 1、3～16、18～26、28 |
| 67 | 3 |

2 上乗せのゾーニング

| 区分 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|----------------|-------|-----------------------------------|------------|
| | 林班 | 小班 | |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | 1 | 81、86、96、142 | 178.83 |
| | 2 | 10、11、14、41～43、54、161、162、205、206 | |
| | 13 | 32、52～54 | |
| | 18 | 3、26、28、32～35 | |
| | 27 | 5 | |
| | 49 | 34、38、42 | |
| | 50 | 36、37 | |
| | 58 | 39 | |
| | 61 | 14、12、16 | |
| | 66 | 2、7 | |
| | 67 | 3 | |

【道有林】

「該当なし」

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林

【一般民有林】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|---------------------------------|--|-------|--|------------|
| | | 林班 | 小班 | |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1 | 64、154 | 1885.79 |
| | | 2 | 13、15、160、222 | |
| | | 4 | 1、26、224 | |
| | | 6 | 33、35、36、97 | |
| | | 8 | 33 | |
| | | 10 | 30、32、64、70 | |
| | | 11 | 78 | |
| | | 13 | 24、29、31、38、40、47～51、57、81、103、116、117 | |
| | | 14 | 1、2、39、66、72、101 | |
| | | 15 | 1～16 | |
| | | 16 | 8、17、18、23～36、40～42 | |
| | | 17 | 4、6、7、11、12 | |
| | | 18 | 1、4、12～23、25～27、29～31、36 | |
| | | 19 | 1～3 | |
| | | 20 | 1～10 | |
| | | 21 | 1～5 | |
| | | 22 | 1～7 | |
| | | 23 | 1～5 | |
| | | 24 | 1～5、7、8 | |
| | | 25 | 1～5、7～10 | |
| | | 26 | 1～9、11～15 | |
| | | 27 | 4～9 | |
| | | 28 | 1～4、8～11 | |
| | | 29 | 1～10、13、14 | |
| | | 30 | 1～12、14 | |
| | | 31 | 1～6、9、11～20 | |
| | | 32 | 1～5、7、8 | |
| | | 35 | 2、10、13、39～44 | |
| | | 40 | 9～12、44、46 | |
| | | 41 | 1、2、4、5、7、25 | |
| | | 43 | 1～3、10、25～27、34、35、39～42、89、91～93、111 | |
| | | 44 | 26 | |
| | | 45 | 7 | |
| 49 | 2～7、15、35～37、53、54 | | | |
| 50 | 1、6、8、29～33、46、48～56、67 | | | |
| 54 | 12、13、53、107、113、115、116、118、121、123、140 | | | |
| 56 | 47～49、58、62～65、81～85、88 | | | |
| 57 | 1～3、7、12～15、29、31、44、53、54 | | | |

| | | | | |
|--|--|----|---|--------|
| | | 58 | 15、25、31、36～38、43、58、66、67 | |
| | | 59 | 33～35、37、39～47、74 | |
| | | 60 | 1～13、16～18、26、28、29、31、33、34、36、39、41 | |
| | | 61 | 5、9、13、16、18～20、31～35 | |
| | | 62 | 3、18、81 | |
| | | 64 | 1、6、7、26、27、56 | |
| | | 66 | 17 | |
| | | 67 | 1、2、4～10 | |
| | 市町村町が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 | | | 0.00 |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 1 | 4、78～107、139、141、142、146 | 818.58 |
| | | 2 | 51、55、57、58、124～126、161、162、164、194、197、198、204、205、209 | |
| | | 4 | 102、134 | |
| | | 5 | 50、52～56、58、59、62、116～118 | |
| | | 6 | 1、30、45～54、95 | |
| | | 10 | 31、33、60 | |
| | | 12 | 65～67 | |
| | | 13 | 30、39、41～46、52～56 | |
| | | 14 | 3、13、76、156 | |
| | | 18 | 2、3 | |
| | | 26 | 10 | |
| | | 27 | 1～3 | |
| | | 28 | 5～7、12、13 | |
| | | 29 | 11、12 | |
| | | 33 | 13、17 | |
| | | 36 | 10、25～29、40、47 | |
| | | 37 | 4、9、10、15～22、24～28、35～37 | |
| | | 38 | 25、26、28、29、33～38、45、63～65 | |
| | | 39 | 4、26～31、45 | |
| | | 40 | 1、2、23～37、47～50 | |
| | | 41 | 16～23 | |
| | | 42 | 54～57、59～61 | |
| | | 43 | 64～82、84～88、96～100、102～105、112～116 | |
| | | 44 | 15、19～22、27、29 | |
| | | 45 | 6、24、30～36、38～42、45、47、48、63～68 | |
| | | 47 | 50、51 | |
| | | 48 | 1、15～24、26 | |
| | | 49 | 24～33、39～41、61～65 | |
| | | 50 | 2、3、7、9～28、34、35、43、44、47、57、62～66 | |
| | | 51 | 1、2、7、21、25～41、43～47、63～66 | |
| 53 | 2～8、13～23、25、27～33、37、38 | | | |
| 54 | 1～11、15～19、24～43、45～52、54～94、101～103、124～139、141、142、145 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|--------|-------------|--------|---|
| | | 55 | 1～23、28、30～32、34、40～42、47～54、56～61、63、65～67、70～73 | | | | |
| | | 56 | 1～7、9～43、50、51、53、61、66、68、71～80、86、87、92、93、95～97 | | | | |
| | | 57 | 4～6、33～40、56 | | | | |
| | | 58 | 39 | | | | |
| | | 59 | 1、3、32、36、65 | | | | |
| | | 61 | 10、12、14、15、17 | | | | |
| | | 62 | 41、69、91、97～102 | | | | |
| | | 63 | 69、85 | | | | |
| | | 65 | 30、44、45 | | | | |
| | | 66 | 2、7 | | | | |
| 複層林 施業を推 進すべき 森林 | 複層林 施業を 推進す べき森 林(択伐 によるも のを除 く) | 1 | 22 | 211.13 | | | |
| | | 3 | 1～4 | | | | |
| | | 4 | 3～5、71～73、139、155～157、159 | | | | |
| | | 5 | 1、3～5、8～11、14、18～27、31、33、36、39、40、42、43、47～49、60、61、64～68、73、76～82、86～92、94、96、98～100、102～110、112、114、115 | | | | |
| | | 14 | 12、14～16 | | | | |
| | | 30 | 13 | | | | |
| | | 31 | 7、8、21～23 | | | | |
| | | 32 | 6、10、11 | | | | |
| | | 33 | 8、31 | | | | |
| | | 55 | 29、33、36 | | | | |
| | | 62 | 1、15、16、19、83、85、86、96、105 | | | | |
| | | 択伐に よる複 層林施 業を推 進すべ き森林 | 1 | | 24、36、71～74 | 201.89 | |
| | | | | | 6 | | 5、8、13、21、31、32、40、43、44、56、71、72、87、90 |
| | | | | | 8 | | 21、62 |
| 10 | 59 | | | | | | |
| 11 | 81 | | | | | | |
| 14 | 10、49、50、54、70、71、111、113、114、116、152～155 | | | | | | |
| 16 | 1～7、9～16、19～22、37～43 | | | | | | |
| 17 | 1～3、8～10、13 | | | | | | |
| 18 | 5～11、24 | | | | | | |
| 35 | 1、3、5、6、8、12、23、24、29、30、37 | | | | | | |
| 55 | 35、37、38、43～46 | | | | | | |
| 59 | 18、30、38、52、58、59、62 | | | | | | |
| 61 | 8、21 | | | | | | |
| 62 | 2、8、10、17、20、21、26、50、51 | | | | | | |
| 64 | 25、48 | | | | | | |
| 特定広葉樹の育成 を行う森林施業を推 進すべき森林 | | | | 0.00 | | | |

【道有林】

「該当なし」

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定め

る方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2)「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3)「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

| | 樹種 | 主伐可能な林齢 |
|-----|-----------------------|---------|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ | 96年以上 |
| | トドマツ | 64年以上 |
| | カラマツ(グイマツとの交配種を含む) | 48年以上 |
| | その他針葉樹 | 64年以上 |
| | カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む) | 48年以上 |
| | その他広葉樹 | 64年以上 |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 96年以上 |
| | 主として天然下種によって生立する広葉樹 | 128年以上 |

別表3 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|---------|---------------|-----------|
| エゾシカ | 1林班から67林班(全域) | 5797.39ha |